

選挙管理委員会会議録

1 会議名	令和6年第11回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	令和6年9月28日（土曜日） 午前9時00分から午前9時30分まで
3 開催場所	さいわいプラザ4階 教育委員会会議室
4 出席者	(委員) 鷺尾 純一 委員長 高橋 恵子 委員長職務代理者 波多 文子 委員 上原 暁人 委員 (事務局) 青柳事務局長 綿貫次長 田村庶務担当係長 安達選挙担当係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1)報告 ・長岡市長選挙 不在者投票管理者会議 ・長岡市長選挙 開票事務班長会議 ・長岡市長選挙 報道関係者打合せ会議 ・長岡市長選挙 ポスター掲示場設置完了（市内1,105箇所） ・長岡市長選挙 広報車啓発流し放送開始（～10月6日） ・第2回支所選挙事務担当者会議 (2)議案 第54号 在外選挙人名簿への登録の移転について 第55号 選挙人名簿の抹消について 第56号 選挙人名簿の登録について 長岡市長選挙に係る議案（第57号） 第57号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について (3)協議 ・選挙立会人との打合せと選挙会の進行について
7 会議結果の概要	議案第54号から第57号まで 原案のとおり決定
8 会議の経過	
委員長	ただいまから、令和6年第11回長岡市選挙管理委員会を開催す

事務局長	る。報告事項の説明を求める。
委員長	報告事項を説明
選挙担当係長	議案第54号在外選挙人名簿への登録の移転についてを議題とする。説明を求める。
委員長	議案第54号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第54号について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第54号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第55号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を 求める。
選挙担当係長	議案第55号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第55号について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第55号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第56号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を 求める。
選挙担当係長	議案第56号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第56号について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第56号は、原案のとおり決した。
委員長	長岡市長選挙に係る議案について、議案第57号の説明を 求める。
庶務担当係長	議案第57号については、それぞれの委員が関係する議案となる ことから、地方自治法第189条第2項の規定により、その委員が審 議に参加できないので、それぞれの委員が関係する部分と委員以 外に 関係する部分ごとに審議をする。 なお、関係する委員は、通常、排斥により退席となるが、選挙 にかかる定例議案であるので、他の委員の了承により、審議に加 わらず同席のままで審議を進めてよいか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
庶務担当係長	了承されたので、鷲尾委員長の関係する部分について審議を する。 この審議においては、鷲尾委員長が関係する議案となることか

職務代理者	ら、議長を高橋委員長職務代理からお願いする。
庶務担当係長	鷺尾委員長に關係する部分についてを議題とする。説明を求め
職務代理者	る。
	鷺尾委員長に關係する部分を説明
	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
職務代理者	鷺尾委員長に關係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
職務代理者	鷺尾委員長に關係する部分は、原案のとおり決した。
庶務担当係長	鷺尾委員長に關係する部分が終了したので、議長を鷺尾委員長に交代する。
庶務担当係長	それでは、高橋委員長職務代理に關係する部分について審議する。
	この審議においては、高橋委員長職務代理が關係する議案となることから、高橋委員長職務代理は審議に加わらないこととなる。
委員長	高橋委員長職務代理に關係する部分についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	高橋委員長職務代理に關係する部分を説明
委員長	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	高橋委員長職務代理に關係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	高橋委員長職務代理に關係する部分は、原案のとおり決した。
庶務担当係長	高橋委員長職務代理に關係する部分の審議が終了したので、高橋委員長職務代理は議案審議に参加する。
庶務担当係長	それでは、波多委員に關係する部分について審議する。
	この審議においては、波多委員が關係する議案となることから、波多委員は審議に加わらないこととなる。
委員長	波多委員に關係する部分についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	波多委員に關係する部分を説明
委員長	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	波多委員に關係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	波多委員に關係する部分は、原案のとおり決した。

庶務担当係長	波多委員に関係する部分の審議が終了したので、波多委員は議案審議に参加する。
庶務担当係長	<p>それでは、上原委員に関係する部分について審議する。</p> <p>この審議においては、上原委員が関係する議案となることから、上原委員は審議に加わらないこととなる。</p>
委員長	上原委員に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	上原委員に関する部分を説明
委員長	<p>質疑、意見はないか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
委員長	<p>上原委員に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
委員長	上原委員の関係する部分は、原案のとおり決した。
庶務担当係長	上原委員に関係する部分の審議が終了したので、上原委員は議案審議に参加する。
庶務担当係長	それでは、委員以外に関係する部分について審議する。
委員長	委員以外に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	委員以外に関する部分を説明
委員長	<p>質疑、意見はないか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
委員長	<p>委員以外に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
委員長	委員以外に関係する部分は、原案のとおり決した。
委員長	協議事項の説明を求める。
事務局長	協議事項を説明
委員長	これにて、令和6年第11回長岡市選挙管理委員会を閉会する。
	<p>長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>